

台湾における偽情報の対策および現況

京都大学修士

陳 徳穎

1. 研究背景

デジタルテクノロジーが急速に進展しているこの時代、知識や情報が簡単に手に入るようになった半面、さまざまな偽情報や誤情報も幅広く、より早く拡散されている。結果として、市民が内容の誤った情報と接触してしまったり、これらの偽情報に基づいてなされた政治的な選択が、民主主義に多大な危害をもたらすおそれが生じている。

台湾では多数の民主主義国家と同様に、偽情報の脅威にさらされている。とりわけ外国勢力によって発せられた偽情報、もしくは国内で外国勢力と協力する者が拡散する情報が主に対応すべき問題と思われる。また、台湾を統一するために中国が遂行する情報戦の一環としての偽情報への対策は、非常に重要な問題となっている。中国は、2014年に発生したクリミア半島の併合でのロシアの手法をモデルとしているとも言われている¹⁾。例えば、台湾の親中のなメディアやソーシャルメディアにおいて、国内の出来事に関する偽情報や親中のな論評が作られ、拡散されている²⁾。さらには、他国との外交関係を悪化させることを目的とする情報が流布されている。これらの情報は、台湾人に中国との統一を拒否すると戦争が起きてしまい、他国からの援助は全く得られない、というイメージを持たせようとしている³⁾。

こうした状況の下、台湾政府は、偽情報問題を、単に民主主義を脅かす問題としてだけではなく、国家安全に深く関わる問題として扱っている。この問題に対して十分な対応を行うためには、政府と民間団体との協力が必要である。そして、両者とも偽情

報が社会にもたらした影響をきちんと理解した上で、どの程度まで台湾の民主主義に影響を及ぼしたかを分析し、実行可能な対策を行っている。

本稿は、偽情報がどのように台湾の社会に影響を与えているのかを紹介しつつ、政府および民間団体が今まで講じていた対策、また対策を運用している状況を紹介します。その上で、今後の課題を述べる。

2. 偽情報の流通状況

(1) 偽情報の流通状況

偽情報の流通状況を定量的に研究することは極めて難しい。流布されたすべての情報の中で、どれが偽情報であり、それを市民がどれくらい信じ、その後でなされた政治的な決定がどれくらい影響されたのかは数値化することは困難である。

こうした試みとして、台湾におけるファクトチェックセンターのひとつである台湾ファクトチェック教育基金が2022年に行った世論調査⁴⁾がある。そこでは市民が偽情報との接触の回数、偽情報が台湾社会にもたらした影響に関する意見を調査した結果が公表されている。まず、回答者の7割が過去一年の間に偽情報と接触し、その中で時々偽情報に接するとした者が6割いる。次に、5%の者がほぼ毎日偽情報と接触した。さらに、9割以上の者は偽情報が台湾社会に非常に深刻な影響をもたらしていると回答した。その他に、偽情報が流布していることについて最も責任があると考えられたのはマス・メディアである。なぜなら、マス・メディアが報道の倫理を守っていないことが、偽情報

1) 石田耕一郎「フェイクニュースに揺れる島 台湾『情報戦』を追う：2 世論工作に『ウクライナモデル』」朝日新聞デジタル2022年9月22日 (<https://www.asahi.com/articles/DA3S15423768.html>, 2023年2月18日最終閲覧 [以下、特記しない限り最終閲覧日は同日である])。

2) 例えば、台湾で新型コロナウイルス感染症の感染状況がますます厳しくなっていた2022年5月に、「大勢の子供が亡くなった」「遺体が多すぎて火葬炉の稼働が間に合わない」などの情報が同時に沢山のコンテンツファームで投稿され、親中のなメディアによって報道された事例があった。IORG「『很多孩子都走了!』Facebook粉專群聚發文、留言內容農場連結」2022年5月27日 (<https://iorg.tw/da/24>)。

3) 例えば、ロシアのウクライナ侵略を例として、中国が統一するために戦争を引き起こす際に、アメリカが必ずしも台湾に協力するとは限らないという台湾で元々存在する疑問をメディアの力によって拡散することがあった。この点については、2018年のアフガニスタン米軍撤退および2022年のウクライナ侵略と同じ、アメリカが台湾を放棄するという情報が中国の公式メディアで掲載されている。IORG「8月阿富汗出大事：台湾民間発起、中共官媒接棒、另類『官民』協力傳播『疑美論』」2021年9月16日 (<https://iorg.tw/da/11>)。

4) 台湾ファクトチェック教育基金「2022 假訊息大調查」2022年4月23-47頁 (<https://drive.google.com/file/d/1CFHTsp0BF9RDgF0ImotU2ejOKAdogNpk/view>)。

を流布させてしまう結果になったからである。また、政府とデジタルプラットフォームサービス事業者も偽情報を減少する責任を果たす義務があると思われる。最後に、一番信頼されやすい情報は、一見理性的なものだと感じられ、実際に視聴者の否定的な感情を引き起こしやすい、視聴者の政治的な立場と類似した内容ということが判明した⁵⁾。

(2) 外国勢力、とりわけ中国による情報戦

スウェーデンのヨーテボリ大学が遂行したV-Dem計画の研究プロジェクトによって、2013年から2021年まで、外国勢力によって発信された偽情報が台湾に激しい攻撃を行ったことがわかった⁶⁾。それらの情報は主に中国から発信されたと思われる⁷⁾。これは、台湾との統一を目指す中国が情報戦を展開していることを示している。

2020年、新型コロナウイルス感染症がまん延していた際に観察された中国の情報戦は、主に4つの方法で行われた⁸⁾。すなわち①中国政府の主張を発信する外国向けのプロパガンダ⁹⁾、②中国の愛国的な者からなる「小粉紅 (シャオフェンフォン)」が自発的にネット上で情報を拡散する行動¹⁰⁾、③情報を多量に拡散するコンテンツファーム、および④台湾にいる代弁者が情報の拡散に協力することによって¹¹⁾、中国による統一に有利な情報を流布させる、という方法である。もちろん、このように拡散された情報の中に、偽情報や、真実性の疑わしい情報も多く含まれている。

例えば、新型コロナウイルス感染症に関し、中国が感染症のまん延を阻止した成功経験と外国の失敗経験を公式メディアで報道した¹²⁾。また、中国の外

務省報道官のTwitterとWeiboでの発言もそのプロパガンダの一環と見られる¹³⁾。そして、「小粉紅」がFacebookやYouTubeなどのソーシャルメディアで、外国の失敗と中国の成功が称揚された¹⁴⁾。さらに、中国に有利なコンテンツをコンテンツファームサイトに投稿し、大量の情報を通じて社会の注目を集めた事件に対するイメージを変えることも行われた。最後に、中国の経済的利益を受けた台湾の政治家、政治評論家やインフルエンサーなどが、コンテンツファームの投稿や中国の情報戦に沿うような主張を、ソーシャルメディアや政治討論番組での議論を通じて、視聴者のコンテンツに対するイメージを強化することは、「台湾での代弁者モード」と呼ばれている¹⁵⁾。これらの手法は2021年初めに行われた総統選挙でも使われた¹⁶⁾。

似たような手法は、中国がロシアのウクライナ侵略事件で立場を表明する際にも用いられた¹⁷⁾。ウクライナをナチスのイメージと連想させ、ロシアの侵攻はナチスを止めるためのやむを得ない行動であり、その侵攻には合理性があると述べている¹⁸⁾。

ただし、ロシアのウクライナ侵略以降、中国の台湾に対する情報戦の行い方は変化している。まず、4つの手法の中で、コンテンツファームは、視聴者の警戒心を引き起こしやすいため、この手法の利用は控えられた。そして、偽情報を生成することと比べ、台湾社会で元々存在している出来事の矛盾を拡大することが重視され、台湾にいる代弁者の影響力がますます強くなっているということがわかった。

その他に、直接的なサイバー攻撃も行われた。例えば2022年7月米国のペロシ下院議長の台湾訪問期間に起きた攻撃である。大手セキュリティ企業が提

-
- 5) 沈伯洋・曾柏瑜・陳韻如「悪意不實資訊の來源、立場、情緒與可信度の關聯」Doublethink Lab 2021年8月27日 (<https://reurl.cc/ROEwLn>)。
- 6) Emily Walsh, Disinformation in Taiwan: International Versus Domestic Perpetrators Jan. 20, 2020 (https://v-dem.net/weekly_graph/disinformation-in-taiwan-international-versus)
- 7) Matthew Becerra, The Battle for Reality: Chinese Disinformation in Taiwan, Aug. 24, 2022 (<https://www.geopoliticalmonitor.com/the-battle-for-reality-chinese-disinformation-in-taiwan/>)
- 8) 沈伯洋・曾柏瑜「疾病下の中國資訊作戰 假訊息在台傳播模式與內容分析」Doublethink Lab 2020年5月11日 (<https://reurl.cc/OELG19>)。
- 9) IORG『資訊判讀力』(左岸文化, 2022) 156頁。平野孝治「中国の対外宣伝工作の対外宣伝工作と中国中央テレビの国際放送戦略」ICCS 現代中国学ジャーナル4巻1号 (2011) 103-105頁。
- 10) 「なぜ中国の若者は愛国主義に走るのか? 愛国のジレマ (2)」日本経済新聞2017年7月5日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO17924460R20C17A6I00000/>)。
- 11) 沈伯洋「解讀疫情之下的中國資訊戰」新聞實驗室2020年6月19日 (<https://reurl.cc/6LYv5b>)。
- 12) 例えば、新華網 (<http://big5.xinhuanet.com/gate/big5/www.news.cn/>)、中国日報 (<https://cn.chinadaily.com.cn/>) など。
- 13) 西岡省二「外交官に「戦う精神」/ 政治広告「爆買い」—新型コロナ対策 恐るべき中国的SNS外交」ヤフーニュース2020年4月15日 (<https://news.yahoo.co.jp/byline/nishikoshoji/20200415-00173488>) 邱怡瑄、賴獻于「100天疫情推特戰：從中國外交部推文解讀大外宣布局」報導者2020年4月29日 (<https://www.twreporter.org/a/covid-19-ccp-grand-external-propaganda-twitter>)。
- 14) Tseng Po-Yu, Chen Yun-Ju, An analysis on the impact of false information on Taiwanese voters, Doublethink Lab, May 6, 2021 (<https://medium.com/doublethinklab/an-analysis-on-the-impact-of-false-information-on-taiwanese-voters-c061500a898c>)
- 15) 沈・前掲注11)。IORG・前掲注9) 170-177頁。
- 16) 「震耳欲聳的低語：2020大選中國在台資訊操作」台湾民主實驗室Doublethink Lab 2021年5月24日 (<https://medium.com/doublethinklab-tw/deafening-whispers-ffd57fb3acbf>)。
- 17) 例えば、中国はロシアの公式のメディアと同じ立場でニュースを伝え、ウクライナ軍人が香港で行った反政府デモに参加した、といった偽情報を報道した。それに加えて、台湾での代弁者も中国政府と同じ立場で、ウクライナはナチスであるという内容をソーシャルメディアで投稿したことがあった。
- 18) Jerry Yu, Analysis: How Ukraine has been Nazified in the Chinese information space?, Doublethink Lab, Mar. 31, 2022 (<https://medium.com/doublethinklab/analysis-how-ukraine-has-been-nazified-in-chinese-information-space-81ce236fa55>)

供した情報によると、ペロシ下院議員訪問の約1カ月前から、顧客企業に届くハッキング目的の詐欺メールが急増した。鉄道駅やコンビニの電光掲示板では、中国で使われる簡体字のメッセージが映された。いずれも掲示板の広告契約を結ぶ事業者のシステムが乗っ取られた結果であった。同時に、ニュースの体裁を装い「ペロシ氏の専用機が台湾上空で連絡を絶つ」「米国が中国による撃墜を非難」などの偽情報がネット上で拡散され、すべてが中国によるものだということが判明した¹⁹⁾。

3. 偽情報対策

偽情報に対抗するためには、規制すべき情報を規制するための政策と法整備、および民間団体が主導するファクトチェックおよび調査・研究活動という2つのアプローチがある。さらに、偽情報の流布方式によって、異なる対応法がある。以下で述べる通り、一般人が社会の混乱を意図して拡散した偽情報に対し、現行の法制度で対応できる法的仕組みを全般的に確認した上で、法改正を進めることの是非が議論されている。他方、中国による体系性と組織性のある偽情報の拡散について、現行法のほか、特別法を設けることも議論されている。

(1) 政府による動き

① 偽情報を抑制するための法整備

偽情報を流布し拡散することが、刑事または行政法上の責任を問われる可能性がある。偽情報が他者の名誉を毀損した場合、名誉毀損に関する誹謗罪、信用妨害罪²⁰⁾のほか、選挙・商業・もしくは公共の安全と秩序を妨害する内容の表現に刑事罰を科す規定を設けている²¹⁾。また、新型コロナウイルス感染症の影響とそれに関する偽情報の拡散によって生じた社会の不安を抑えるために、新たな条例²²⁾も制定され

た。このほか、情報発信者が偽情報を誤って発信した場合、政府がその修正を要請できることを規定した法律もある²³⁾。

行政院は上述した偽情報に対する法的仕組みを総合的に確認した上で、偽情報の流布を止めるため、より厳しい刑罰を科す方向で、以下の通り、2018年12月から3段階で法改正案²⁴⁾を提出した。

② デジタル仲介サービス法案 (數位中介服務法案)

2018年に提出された「デジタル通信伝播法案」は、デジタルサービスを提供する事業者を対象として義務と罰則を定めた。ただ、その実効性が不十分だと考えられたため、2022年6月、行政院に属する国家通信伝播委員会は事業者の事業規模とサービスの種類をより詳しく分類し、それに応じた規制を設ける「デジタル仲介サービス法案」を代わりに提出した。

デジタルプラットフォームサービスには「ゲートキーパー」の特性があり、そのサービスを規制することによって、ユーザーに安全かつ信頼性のあるデジタル生態系を確立することができる。さらに、違法もしくは合法だが有害な内容がプラットフォームを通じて流布されることが社会に強い影響力を持つため、プラットフォームはある程度、社会的なアカウントビリティを負わなければならないとするのが、国際的に一般的な考え方だと思われた²⁵⁾。

デジタル仲介サービス法案はこうした理念に基づいて、デジタルプラットフォーム事業者の営業の自由と国民の基本的な人権とを両立させるため、プラットフォーム業者に「セーフハーバー」(Safe harbor)²⁶⁾の制度を導入することを目指している。つまり、仲介サービス業者が違法なコンテンツに対し、自らのサービス利用規約に従って合法的かつ必要な行動を取ることが推奨される一方、積極的にユーザーをモニターすることの義務付けはなされないということである。

19) 石田耕一郎「フェイクニュースに揺れる島 台湾『情報戦』を追う:1 掲示板乗っ取り『台湾を去れ』朝日新聞デジタル2022年9月21日 (<https://www.asahi.com/articles/DA3S15422583.html>)。

20) 中華民国刑法310条は人の名誉を毀損した者に対し、1年以下の懲役もしくは禁錮又は1万5千台湾ドル以下の罰金に処すと規定する条文である。その名誉毀損の仕方が文字もしくは絵画で行う場合、罰を倍すると定める。ただ、その行為が公共の利益に関する事実に係り、真実であることの証明があった場合は、罰しない。313条は、流言の散布又は詐欺で他人の信用への侵害をした者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万台湾ドル以下の罰金に処すと規定する。

21) 選挙に関しては総統・副総統選挙罷免法90条および公職選挙罷免法104条があり、商業については公平交易法24条・農業金融法38条、および保険法166条の1が定めている。公共の秩序および安全も、民用航空法105条、伝染病防治法63条および社会秩序維護法63条1項5号が設けている。

22) 台湾での「条例」は、地方に関する事項・専門的もしくは特殊性のある事項・一時性を有する事項を規定する一般的法規範の名称である。地方議会に限らず、国会によって立法された規範も「条例」と呼ぶことがある。これは日本の「条例」は地方議会が制定する一般的法規範であることとは異なる。

23) 衛星放送テレビ法27条・53条と放送テレビ法23条・42条参照。

24) 行政院による法改正は、第1段階で災害防止法41条・放送テレビ法・糧食管理法15条の1・18条の3、農産物市場交易法6条・35条・伝染病防止法・食品安全衛生管理法46条の1および原子力事故緊急対応法31条の1を含め、全7つの現行法を改正した。第2段階で刑法251条・313条・陸海空軍刑法72条・公民投票法・公職者選挙罷免法および総統・副総統選挙罷免法の一部の法改正、および第3段階での公職者選挙罷免法および総統・副総統選挙罷免法に関する改正案が、立法院に提出した。

25) 国家通信伝播委員会「數位中介服務法案草案総説明」(https://www.ncc.gov.tw/chinese/files/22062/5532_220629_1.pdf)。

26) ここでのセーフハーバーの具体的な意味は、プラットフォームサービス業者が特定の場合に自分のプラットフォームで情報を伝達することの責任を免除することができるということである。例えばEUのデジタルサービス法はマニラ原則 (Manila Principle) に従い、プラットフォーム事業者が第三者による発布した表現に対し原則的に責任を免ずると規定している。

本法案の主な規制対象は「単なる導管」(mere conduit)、「キャッシング」(caching)、「ホスティング」(hosting) 仲介サービスである。そして、こうした区別に従ってそれぞれの義務と免除要件が規定される。事業者の義務について、前述した違法コンテンツに対する対応、つまりコンテンツを自律的にモデレーションすることおよびユーザーのデータを保存するもしくは削除するなどに関することを公表する透明度レポートを提出することがある。さらに、コンテンツを削除するか否かを問わず、プラットフォームによって審議された場合、ユーザーに通知する義務も定められている。

ところで、法案の中で最も議論のあったのは、「情報制限令」(資訊限制令) および疑いのあるコンテンツにラベルを付けることを義務付ける規定である。これは、ある情報が違法であり、公衆の利益に害をもたらすと行政機関が判断した場合、当該行政機関は裁判所に「情報制限令」を請求し、プラットフォーム事業者に対し、当該情報の削除、アクセス制限、またはその他の必要な手段を取らせることができる。情報によって公衆の利益に多大の害をもたらす緊急性が認められる場合²⁷⁾には、裁判所に48時間内で制限令の発出を要求することも可能である。また、裁判所が制限令の発出について審査している間に、当該情報に警告のラベルを付けることが可能である。

これらの特徴から、本法案がフランスの「情報操作との闘いに関する法律」およびEUの「デジタルサービス法」を参照したことがわかる。ただ、本法案が提出されて以来、さまざまな反対の声が高まったため、審議が中断されている。

まず、プラットフォームサービス事業者からは、どの程度の義務を課され、規制されるのかが明確でないため、本法案に激しい反対が示された²⁸⁾。また、前述した情報制限令について裁判所が何に基づいてどのように制限令を発出できるのかが明確に規定されていないことに対し、法律実務家からも疑義が示された²⁹⁾。そして、法案の内容の問題だけでなく、審議過程において、事業者側の参与、ヒアリングの不足、野党の激しい反対があったことも、本法案の審議が

停止された原因である。

③ 中国の影響力工作に対抗するための法的仕組

台湾において、中国の情報戦に協力する「ネット部隊」、もしくは経済的利益を得た上で協力する者の身分を開示するために、現行法である反浸透法のほかに、「境外勢力影響透明法」法案も立法院に提出された。

まず、2020年1月に施行された反浸透法³⁰⁾は、海外における敵対的な勢力からの影響を防ぎ、国家の安全および社会の安定を確保し、そして台湾の主権と自由民主主義を守るため、これら敵対的な勢力から指示や委託を受けたゆえに行った違法行為に対し、刑罰を通常の1.5倍重くする法である。

ただ、反浸透法では問題を完全に解決することができない³¹⁾。例えば、反浸透法の規制対象は外国勢力が介入する選挙に関する事柄に限定される。外国勢力が介入するが、選挙に関わらないことであれば、本法で対応することができない。ゆえに、情報を拡散する行為を止める方法もない³²⁾。したがって、台湾独立を主張する台湾基進黨は米国の「外国代理人登録法 (Foreign Agents Registration Act)」およびオーストラリアの「外国の影響透明化制度法 (Foreign Influence Transparency Scheme Act)」を参照した上で、「境外勢力影響透明法法案」を提出した。

同法案は台湾国内で活動している者が、自然人か法人団体かを問わず、外国勢力の代理者となる場合、その情報を公開しなければならないとする。なお、同法案が国家安全法と組み合わせると機能すれば、前者には前段階での警告を発する機能があり、後者は後段階で行為を禁ずることもしくは行為をした者に罰を与える機能を持っている。同法案の目的は、台湾にいる外国の協力者の情報を登録公開し、国民がその情報に基づいて比較的正しい評価や判断を下し、最終的に民主社会における表現の自由を確保することである。そして、過剰な規制にならないために、純粋に商業的もしくは外交と関係する者は同法案の登録対象から排除される³³⁾。

境外勢力影響透明法法案が反浸透法と異なること

27) 例えば、「地下鉄に爆裂物を置いた」など公衆のパニックを起こすような言論に対し、緊急情報制限令が申し立てられる。

28) 彭慧明「數位中介法爭議多 PTT：跟逼我們網站並無不同」聯合新聞網2022年8月18日 (<https://udn.com/news/story/7238/6546434>)。

29) 例えば、「數位中介服務法の現状と未来」研究会 (2022年12月17日開催) で、参加者の弁護士が、情報制限令の申し立ておよび救済のプロセスが明確に定めていないため、裁判官が判断する際に慎重すぎで情報制限令を発出しない、もしくは発出に争いがあればどのように解決するかという疑問を提起した。

30) 反浸透法の立法目的は、1条によると海外の敵対的な勢力を防ぎ、国家の安全および社会の安定の確保することおよび中華民国の主権と自由民主主義を維持するためである。

31) 反浸透法が2019年に成立して以来これまで、適用されたのは2022年地方選挙の際の2件だけである。その2件もまだそれぞれ捜査と起訴の段階であるため、反浸透法の実効性を疑う意見が多く見られる。陳志賢「反浸透法防大陸介入選挙2年只辦2案」中時新聞網2022年11月30日 (<https://reurl.cc/rZ42xb>)。

32) 「反浸透法仍有不足 立委推境外勢力透明法」自由時報2021年3月14日 (<https://news.ltn.com.tw/news/politics/paper/1436931>)。

33) 何澄輝「介説《境外勢力影響透明法》的前前後後」新世紀智庫論壇第87-88期合輯 (2019年12月30日) (<http://www.taiwannccf.org.tw/tforum/87-88/87-88-10.pdf>)。

ろは、前者が行為する者の登録を重視する一方、後者は行為をした者が法の規制対象となる点にある。両方とも実際に2018年に提出された法案だが、反浸透法が先に成立し、境外勢力影響透明法法案は、立法院での審議過程を待っている段階である。

(2) 民間団体

民間には、ファクトチェック団体のほかに、偽情報の対策を研究し、その効果を評価し、公権力に協力する団体もある。

ファクトチェックについては、公式には行政院によって即時に誤ったニュースの訂正を公表するWebサイト³⁴⁾があり、各部署も自らの事務に関する偽情報や誤情報を訂正した情報を公表するホームページを開設した。

民間のファクトチェック組織としては、2018年にIFCNの認証³⁵⁾を取得した台湾ファクトチェックセンターとMyGoPenがある。2つの組織ともファクトチェックを行ったニュースやネットの情報をほぼ毎日投稿しているほか、公衆のメディア・リテラシーを促進する教育活動やコンテストなども行っている。

また、偽情報を拡散するための主な手段のひとつであるLINEは、行政院、台湾ファクトチェックセンター、またはほかのファクトチェック団体と協力することを通じて、LINE FACT CHECKER³⁶⁾というサービスを提供している。LINE FACT CHECKERはLINEでは、流布される情報の真実性を確認することができる。ファクトチェックされなかった情報の真実性をチェックするよう要請することもできる。さらに、公衆の注目を集める情報や即時に真実性をチェックされた情報もトークで閲覧できる。そうすると、プライベートのトークやグループチャットで流布された情報でも、より早く、使いやすくファクトチェックでその真実性を確認できる。この機能は、政府がユーザーのプライバシーに干渉することなく、偽情報の流布を効果的にすることが期待される。

そのほかに、中国による情報戦に対応し、その効果を研究するために、研究者と民間団体によって組織

された、いくつかの団体がある。まず、2019年に成立された台湾情報環境研究センター (IORG) は、メディア関係者、社会科学家、エンジニアおよび社会運動家が構成した組織であり、情報操作および代理人関係を研究している。また、偽情報が民主主義にもたらした影響および情報操作の仕方を調査する台湾民主実験室、およびロシアがウクライナ侵略している間に拡散される途切れない偽情報対し、ウクライナ側の反抗と対策経験を学び、民衆に教える黒熊学院 (Kuma Academy)³⁷⁾がある。

4. 偽情報対策の運用状況

(1) 裁判例

法律で偽情報を規制する際に常に配慮されるのは表現の自由に過剰な規制をしないことである。台湾で最も議論されている法規定として2つのものがある。すなわち、噂の流布が公衆の不安を引き起こした際にそれを規制する社会秩序維護法63条1項5号、および新型コロナウイルス感染症の予防・治療・救助・振興に関する特別条例 (以下新型コロナ条例という) 14条である。

本節は、偽情報の対抗を重視し始めた2018年から今までに、これらの条文を適用した裁判例を考察することによって、これらが国民の表現の自由に対する過剰な規制になっていないかを確認する。

① 社会秩序維護法 63 条 1 項 5 号

社会秩序維護法63条1項5号は噂の拡散によって公共の安定に影響を及ぼした者に3万台湾ドル以下の過料、あるいは3日以下の行政拘留を科す規定である。本条は台湾の独裁時代、社会的な異議申立てを抑制するために使われた違警罰法54条1項1号³⁸⁾を参照したものである。これは、特定の種類の噂の拡散を処罰する特別法³⁹⁾の対象とはなっていないものの、社会の不安を生じさせ、あるいはその可能性がある場合に対応するための法である。ただし、本条において構成要件の「社会の安定に影響を及ぼした」という

34) 行政院全球資訊網-即時新聞澄清 (<https://www.ey.gov.tw/Page/5519E969E8931E4E>)。

35) IFCNは国際ファクトチェックネットワーク (International Fact-checking Network) の略称であり、ファクトチェック活動の原則、つまり「非党派性と公正性」「情報源の基準と透明性」「資金源と組織の透明性」「検証方法の基準と透明性」「オープンで誠実な訂正方針」に従いファクトチェックの活動をする団体に対し、IFCNによる認証を取得できる (<https://ifcncodeofprinciples.povnter.org/know-more/the-commitments-of-the-code-of-principles>)。和訳はFIJ「ファクトチェックの国際原則」参照 (<https://fij.info/introduction/ifcn-code>)。

36) LINE 訊息査証 (<https://fact-checker.line.me/>) は、2023年1月までに15万件以上の情報を受け入れ、ファクトチェックを行った。

37) 黒熊学院 (<https://kuma-academy.oen.tw/>) は、沈伯洋がほかに情報戦や国際関係を研究する者と共に設立した、国民に防衛の知識と技能を教えるための社会組織である。ウクライナ侵略に対してウクライナ人が必死に抵抗する姿を見たことを契機に、台湾人が戦争で生存するための知識を身に着けるため、講義を始めた。ウクライナ侵略で学んだ戦争中の偽情報の判別も授業の一環として教えている。林秉育「曹興誠の六億與黒熊學院：台灣全民防衛的未來與挑戰」鳴人堂2022年9月13日 (<https://opinion.udn.com/opinion/story/10124/6608999>)。

38) 范光群、顧立雄「評『社會秩序維護法』草案(一)」万国法律第32期(1981年)20頁。

39) 例えば農業では農業金融法38条、伝染病に関する偽情報は伝染病防治法63条がある。しかし、もし偽情報自体をこれらの特別法で規制できない場合、社会秩序維護法63条1項5号で対応する。

規定は明確性を欠き、改正されるべきではないかという声も絶えない⁴⁰⁾。

本稿で取り上げるのは、2018年以降社会秩序維護法63条1項5号を適用した118件の判決であり、すべて地裁判決であった。考察の結果、いくつかの特徴が見られた。

まず、判決の対象となったのは、ほぼオンラインでの発言、とりわけFacebookとLINEグループチャットでの投稿であった。次に、118件の刑事裁定⁴¹⁾中で、無罪となったのは83件、過料を科したのは32件、3件は公訴時効期間が過ぎたため審理を受けなかった。2018年から2019年までに審理された事件はほぼ選挙に関する情報であり、2019年以降は選挙および新型コロナウイルス感染症に関する情報であった。選挙に関する内容は、とりわけ2020年総統選挙の候補者であった蔡英文氏および韓国瑜氏に関する情報⁴²⁾が半数以上を占めた。本条はまるで異なる政治的な立場を持つ支持者が互いに攻撃する手段のように見える。筆者が想定していた地下鉄で爆発物を置いた、もしくは子供を誘拐したといった事例は、わずか2、3件だった。

罰された事例においては、ほぼ2千から2万台湾ドルまでの過料が科された。2万台湾ドルを科した2件については、確かに投稿した情報の内容が特定の者の利益に害を与えた⁴³⁾が、そのほかの事例について、罰するかどうかの判断基準は明確とはいえない。例えば、同じ候補者に不利益をもたらす情報に対し、過料を科した地裁もあったが、そうでない地裁もあった。それに加えて、過料の金額を決定する判断の標準は分析し難い。例えば、同じ初犯の場合、2千台湾ドルとそれ以上の金額の過料を科された発言の間に、何が異なるのか、過料の金額になぜ差があるのかがはっきりしていない。相当の理由をもって十分に説明することも見られないため、本条の明確性に対して疑問があった。

最後に、「社会の安定に影響を及ぼした」という条件を判断する際に説明を行った事例が少ないため、明確性を欠くと思われる。筆者は、シェアした数と「いいね！」を押した数は考慮要素ではないかと想定したところ、これらは地裁の考慮理由に挙げられることもあるが、過半数の判決はこれらの要素を全く考慮しなかったということがわかった。

② 新型コロナウイルス条例 14 条

2020年、新型コロナウイルス感染症がまん延しているに伴い、さまざまな問題に対応するために、新型コロナウイルス条例が設けられた。そして本条例14条は新型コロナウイルス感染症に関する流言や偽情報の拡散によって公衆に損害を与えた場合、刑罰を科す規定を設けた。

本条例が成立して以降、14条が適用された事例は50件あった。その中で、36件が罰金を科し、14件が拘留と有期懲役という判断であった。そして、刑罰の程度も社会秩序維護法より明らかに重いものだった。すなわち、罰金が少なくとも1万台湾ドル⁴⁴⁾以上となり、一番高かった事例では30万台湾ドル⁴⁵⁾に達した。有期懲役と拘留など人身の自由を奪う刑罰もよく使われた。その日数は20日⁴⁶⁾から4ヵ月⁴⁷⁾までもあった。

拡散された情報の態様は社会秩序維護法とほぼ同じく、主にFacebookやLINEなどのソーシャルメディアで、新型コロナウイルス感染症の患者が隔離の規定を破って外で行動していた、もしくは政府が公表した患者数と実際の数字とは違ったなどの情報だが、なぜ罰金もしくは人身拘束の処分がなされたのかは、明確には説明されなかった。また、社会秩序維護法63条1項5号によって規制対象とされる情報や投稿の種類が本条例14条の規定と極めて類似するが、なぜ社会秩序維護法で数千台湾ドルの罰金が科せられる発言が、新型コロナウイルス感染症と関われば数万

40) 陳裴玲「社会秩序維護法問題之探討——以實證研究為中心」刑事政策と犯罪研究論文集23期（2020年）291頁。傅美惠「我國社会秩序維護法存廢之探討」中央警察大学法學論集25期（2013年）77頁。

41) 社会秩序維護保護法による処罰は行政罰の性質がありながら刑事訴訟の手續を準用する。本法に違反する者に対し、警察により軽い処罰を与えることが可能だが、軽い処罰（例えば過料、没入）以外の処罰は簡易裁判所により下さなければならない。本法の適用によって下された裁定は、「刑事裁定」と表記する。

42) 蔡英文氏に関する事例は、選挙の仕方が不公正（苗栗地方法院108年度苗秩字第39号刑事裁定、2019年12月20日）という噂を流布した者に罰を与える例がある。韓国瑜氏に関わるのは総統選挙における民意調査の仕方が不正（彰化地方法院108年度秩字第192号刑事裁定、2019年12月31日）と述べた情報に対し罰された者である。

43) ある者はバスの乗務員に、他国から台湾に戻った者が隔離を経ずに公共バスを乗ったという偽情報を伝えたことが事例の1つである。結果的に、そのバスの会社が他にいた24名の乗客に全て返金し、バスを完全に消毒するといった対応を余儀なくされたというものである。もう1件は、Facebookのグループで子供用品がこれから買えなくなるとの情報を投稿し、当該グループのメンバーが買いためによる実害があったために2万台湾ドルの過料が科された。宜蘭地方法院109年度秩字第17号刑事裁定（2020年4月29日）、彰化地方法院109年度秩字第52号刑事裁定（2020年5月12日）。

44) 士林地方法院111年度審簡字第249号刑事判決（2022年5月9日）、彰化地方法院110年度簡字第672号刑事判決（2021年7月26日）、台東地方法院109年度東簡字第107号刑事判決（2020年4月27日）。

45) 台北地方法院109年度易字第650号刑事判決（2021年2月24日）。

46) 台東地方法院110年度東簡字第156号刑事判決（2021年10月26日）、宜蘭地方法院109年度易字第446号刑事判決（2020年9月29日）、新竹地方法院109年度竹簡字第703号判決（2020年7月17日）、台中地方法院109年度中原簡字第41号刑事判決（2020年5月29日）、台中地方法院109年度中簡字第1162号刑事判決（2020年5月20日）、台中地方法院109年度中簡字第1024号刑事判決（2020年5月5日）。

47) 台北地方法院110年度審簡字第1504号刑事判決（2021年10月7日）。

台湾ドルの過剰もしくは人身拘束に処されることが許されるのかもはっきり説明されていない。これらのことから、本条例14条は実際には社会秩序維持法より過剰な規制を与えているのではないかという疑問も生じた。

(2) ファクトチェックによる効果

ファクトチェックは確実に偽情報の影響を減らすかどうかに関して、世界初の大規模の実験を行ったアメリカの研究⁴⁸⁾がある。それによると、ファクトチェックが偽情報の影響を著しく減少し、しかも積極的にファクトチェックされた情報を投稿することが、市民の慣習を変えるだけでなく、そのファクトチェック自体の効果も数週間程度あったと述べた。ただし、効果の持続性が有限であるため、正しい情報を頻繁に公衆の前に暴露する必要があるということがその他の研究によって補足された⁴⁹⁾。

台湾の現状について調べるために、台湾ファクトチェックセンターが行った調査によると、偽情報およびその影響を意識する人がますます増えている。情報と接触する際に、その内容の真実性に警戒心を抱くことに伴い、ファクトチェックを提供するWebサイトの利用率も増加している。これらファクトチェックが明らかにした情報への信頼性も上がっている。そうすると、中国による情報戦の影響も減少できると考える。

また、バックファイア効果 (backfire effect) はファクトチェックにより解消できると、現段階での研究結果⁵⁰⁾が示した。バックファイア効果は人間の認知バイアスのひとつであり、自分が信じている情報に対し、他人から反論され、間違っただ点を指摘されれば、それを反発し、自分が信じているものをさらに確信するようになることを指す。ただし、この効果は極めて争いのあるテーマにのみを生じる可能性があるため⁵¹⁾、ファクトチェックで真実性を証明できる情報は

バックファイア効果が比較的に生じにくい情報と考える。

5. 中国の影響に関する研究の成果 — 2022年統一地方選挙を 例として

偽情報対策の効果を測るために通常用いられる事例は選挙や国民投票など、市民の政治的意向を表す時である。なぜなら、偽情報対策の対象となる重要な情報のひとつは、市民に投票の際に影響を与える真実性のない情報だからである。そして、ある対策が有効か否かもその際に観察できると思われる。2018年に偽情報を真剣に対抗すべき対象として扱ってから執筆した2023年2月現在までに、2020年総統選挙、2021年国民投票⁵²⁾、2022年統一地方選挙と憲法修正に関する国民投票⁵³⁾という3つの観察期間があった。

本稿では2022年統一地方選挙を例として、公民団体が主導した研究を通じて、中国が台湾への影響およびこれら団体が取っていた行動の有効性を議論してみたい。

(1) 中国による偽情報が台湾への影響

台湾民主実験室は2022年統一地方選挙が行われる3カ月前から、①選挙もしくは台湾の時事に関する偽情報、②中国における情報戦でよく使われる話術、③中国で情報の拡散に参与する者のアカウントという3点について観察した。その結果に基づいて作成された「境外情報影響観察報告」⁵⁴⁾によると、今回中国による情報戦が台湾の地方選挙へどれくらい干渉したかについて、情報の製造と流布の仕方によって4つの種類に分類できる。すなわち、①中国で捏造された情報が台湾で広まった場合⁵⁵⁾、②中国で捏造された情報が台湾では注目されなかった場合⁵⁶⁾、③元々は台湾で一部に流通していた偽情報を中国が意図的に

48) Ethan Porter & Thomas J. Wood, *The Global Effectiveness of Fact-checking: Evidence from Simultaneous Experiments in Argentina, Nigeria, South Africa, and the United Kingdom*, PNAS, Sep. 10, 2021. (<https://www.pnas.org/doi/10.1073/pnas.2104235118#sec-2>) これはイギリス、アルゼンチン、南アフリカおよびナイジェリアにいる異なる学歴と政治的立場を持つ者、合計8000人が参加した研究である。

49) John M. Carey, Andrew M. Guess, Peter J. Loewen, Eric Merkley, Brendan Nyhan, Joseph B. Phillips & Jason Reifler, *The Ephemeral Effects of Fact-checks on COVID-19 Misperceptions in the United States, Great Britain and Canada*, *Natural Human Behavior*, Feb. 03, 2022 (<https://www.nature.com/articles/s41562-021-01278-3#Sec2>) これはアメリカ・カナダとイギリスで行った新型コロナウイルス感染症における偽情報に関するアンケートによる調査である。

50) Amy Sippitt, *The backfire Effect: Does it exist? And does it matter for factcheckers?*, Full Fact, Mar. 2019 (https://fullfact.org/media/uploads/backfire-report_fullfact.pdf) Thomas Wood, Ethan Porter, *The Elusive Backfire effect: Mass Attitudes' Steadfast Factual Adherence*

51) Thomas Wood, Ethan Porter, *The Elusive Backfire Effect: Mass Attitudes' Steadfast Factual Adherence*, 41(1) *Political Behavior* 135, 135 (2016).

52) 2021年12月18日に行った国民投票のテーマは①第四原発の封鎖を解除し、稼働へ (同意47.2%)、②テクトバミン含有米産豚肉輸入禁止 (48.8%同意)、③国民投票を選挙と同日実施に (49%同意)、④藻礁保護のために天然ガス基地移転 (48.4%同意) である。

53) 2022年11月26日に行った国民投票のテーマは18歳公民権の憲法改正であった。

54) Agnus Lin・Jerry Yu・Kevin Zeng・沈伯洋「2022台湾選挙：境外資訊影響観測報告」Doublethink Lab 2022年12月2日 (<https://reurl.cc/oZ4EmD>)。

55) 中国メディアは2022年8月5日、米国のペロシ下院議長が台湾訪問後に、中国軍隊が台湾の海岸線に進み、台湾の護衛艦である蘭陽艦を見ている写真をWeiboで投稿した。ただし、その写真は明らかに加工した偽写真である。

56) 2022年11月8日に幾つか中国の公式メディアのWeiboアカウントで、中国による台湾漁師への海難救助の情報を投稿したが、台湾ではほとんど報道されなかった。

台湾で大規模に拡散し、台湾での分断を助長した場合⁵⁷⁾、④以上のいずれにも該当しない場合⁵⁸⁾である。

(2) 「情報戦」における役割

「境外情報影響観察報告」は情報を流布するために必要な役割を、攻撃者、操作者および追随者という3つの種類に分けた。攻撃者とは偽情報を作ったり、台湾社会で存在している矛盾を拡大したりしている者を指す。操作者はとりわけ中国の公式メディア、公式Weiboによるプロパガンダ、または境外の匿名ファンページがある。最後に追随者とは、操作者が流布する偽情報をより広く知らせる台湾のメディアや、インフルエンサー、政治家などを示す。

つまり、中国での攻撃者はまず台湾での論争的な話題を選んで、操作者にオンラインで話題に注目を集めさせる行動を促す。次に、追随者はそれらの話題を広げることによって、台湾社会をより混乱させようとする。

(3) 台湾への影響

これら情報戦で使われる手段は、台湾へ2つの影響を与えている。

まず、台湾国内で存在している争いのある話題が、台湾人を両極化し分断することになってしまう。そして台湾人の政府への支持率と信頼感を低下させることが可能になる。加えて、台湾の外交関係につき挑発することに基づいて、日本やアメリカとの関係を悪化させることを目的とする。中国を称賛することにより、台湾の市民がますます日本やアメリカに批判的になれば、自然と親中の立場に移ることになる。

このような状態を防止するために、反浸透法や境外勢力影響透明法の必要性は否定できないと思われる。

6. 今後の課題

(1) 偽情報対策

台湾は、多数の民主主義国家と同様に、民主主義の基盤を傷つける偽情報の影響を減少させるために努力している。そして、外国政府や外国勢力による情報戦にも対応している。その対応策において、政府が主体とする法整備と民間団体が主体とする研究

とファクトチェックが進んでいる。ただ、対策の効果が実際に発揮されたかは、まだ明らかではない。

これらの対応策における規制の対象は何かにつき、論争がある。すなわち、偽情報対策が禁止したいのは特定の内容を含む表現か、もしくは特定の表現を拡散する手法か、という問題は偽情報の対策を設ける際に考えなければならないことである。

また、海外の対策を参照するために、欧米が重視しているオンライン広告に対する規制がある。これはオンライン広告が偽情報を流布する方法、もしくは偽情報の流布に金銭的支援を支える⁵⁹⁾という面から検討する必要がある。

最後に、民間団体が運営しているファクトチェック組織の性質につき、純粋な民間組織から、公権力の委託を受けた公的性質を有する組織に変更すべきかという問題がある。これは政府とファクトチェック団体が常に連携しているため、ファクトチェック団体は実際公権力の代弁者として利用されているのではないかという疑義から生じた問題である。この問題はファクトチェック団体の公正性に関わるので、注意深く扱われなければならないと考える。

(2) デジタルプラットフォームサービスの位置付け

デジタルプラットフォームは偽情報を抑止するために重要な役割を果たしている。ただ、台湾においてプラットフォームを規制するために提案されたデジタル仲介サービス法案には、多くの問題が残されている。

同法案においては、デジタルプラットフォームを監督する単一の行政機関がないため、行政効率が低下する可能性がある。また、本法案がEUのデジタルサービス法を主な参照対象として立法されたところ、EUのようにデジタルプラットフォームサービスやインターネットについて規制を行ってきた経験がないこともあり、インターネットに関する包括的な立法を行うと求められる周到な思慮を欠いていたため、明確性と比例性を備えていないおそれがあると言われている⁶⁰⁾。

その他に、デジタルプラットフォームサービスの位置付けに関して、デジタルプラットフォームと類似

57) 例えば、台湾セミコンダクターがアメリカへ工場拡大の計画に関し、2021年11月から台湾で徐々に議論する者が現れた。ただ、2022年11月、初地方統一選挙の直前に、この工場の拡大はアメリカが台湾の価値を奪い、台湾を放棄し、中国の統一戦争が起こしたとしても手を出さないという論述がWeiboで流布された。なお、この情報の真実性が証明されていないが、民進党が台湾を売るので、一部の民衆が民進党を支持しないという反応が生じた。

58) 2022年地方統一選挙に伴い行った18歳公民権の憲法改正を例とする。投票拒否に関する情報が台湾の社会でよく討論されていたが、中国の影響や姿がこの情報の流布過程においてはまったく見られなかった。

59) Craig Silverman, Ruth Talbot, Jeff Kao and Anna Klühspies, *How Google's Ad Business Funds Disinformation Around the World*. PROPUBLICA, Oct. 29, 2022. (<https://www.propublica.org/article/google-alphabet-ads-fund-disinformation-covid-elections>)

60) 林昕璇ほか「數位中介服務法之現況與未來－言論自由與犯罪防制在數位時代中的兩難」(2022年12月17日) 52-53頁〔翁逸泓發言〕。

する事例があれば、それを参照することが可能だと思われる。例えば重要な基本的施設と同じく、民営から公営に移す可能性があるかどうかという議論もあった⁶¹⁾。

いずれにしても、デジタルプラットフォームの位置づけの問題は、今後、デジタル政策を検討する際に考慮しなければならないものであるため、このテーマを深く研究する必要があると考える。

(3) 表現の自由の概念の再構築

市民的及び政治的権利に関する国際規約19条2項⁶²⁾によると、表現の自由は、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を保障していると

述べている。また、思想の自由市場論によると、表現の自由を保護する目的のひとつは、自由な発言と議論によって真理を見つけ出すことである。

ただ、インターネットの普及に伴い、そこで流通している膨大な情報を処理することには限界が生じている。そして、さまざまなテクノロジーが純粋な人と人とのコミュニケーションに干渉するため、思想の自由市場が徐々に実現できなくなる⁶³⁾。

このような時代において、どのように伝統的な表現の自由の概念を現実に相応しい形に変えていくのか、また、どのような規定が人々の権利を保障しながら、それを妨害する者に制限を設けることができるのかは、筆者が今後続いて研究したい課題と考える。

61) 林听璇ほか・前掲注61)〔林听璇発言〕。

62) 「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」。

63) 例えば、アルゴリズムやターゲティング広告が、実際にユーザーがインターネットで見えるものを決定する。そうすると、自由に情報を受け、求めることがますます困難になってくる。

本稿の執筆に当たり、曾我部真裕・京都大学大学院法学研究科教授、水谷瑛嗣郎・関西大学社会学部準教授及び朱穎嬌・京都大学大学院法学研究科特定助教からコメント及び資料提供を受けた。また、本稿の内容に関して、JILIS情報法×憲法研究会（2023年2月10日開催）で報告を行い、出席者から有益な指摘を得た。以上について、ここに記して謝意を表する。

京都大学修士

陳 徳穎 (ちん・とくえい)

台北大学法学部卒、京都大学法学研究科法政理論専攻修士課程修了。専門は情報法と憲法。主な研究テーマは、各国の偽情報対策に対する検討比較である。修士論文は「偽情報対策の考察—EU、日本との比較を通じた台湾法の検討」。